

茨環保事第31号
平成29年9月7日

産業廃棄物搬入業者各位

一般財団法人茨城県環境保全事業団
理事長 市毛 優

水銀廃棄物に係る今後の取り扱いについて

日頃からエコフロンティアかさまを御利用いただき厚くお礼申し上げます。

さて、水銀廃棄物に係る廃棄物処理法施行令等が改正され、平成29年10月1日から施行される旨、県廃棄物対策課から周知されたところです。

この改正に伴い、水銀廃棄物について新たに処分基準等が定められたことから、平成29年10月1日以降、当所における **ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さい（いずれも一般廃棄物を除く）**の受入れについては、下記のとおり取り扱うことといたしました。

皆様方には大変お手数をおかけしますが、何卒、御理解御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 水銀の含有量に応じた受入れについて

ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さいの受入れは、水銀の含有量に応じて下表のとおりとなります。

水銀含有量	受入	搬入手続き等
15mg/kg以下	○	変更なし（マニフェストの記載も変更なし）
15mg/kgを超え、 1,000mg/kg未満	○	「水銀含有ばいじん等」に該当。 その旨マニフェストへの記載が必要。（※）
1,000mg/kg以上	×	新たに水銀回収が義務付けられたことから、当所では受け入れ不可。

（※）マニフェストの記載方法

マニフェストの産業廃棄物の種類欄に、ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さいのいずれかの記載とともに、水銀含有ばいじん等が含まれる旨及びその数量を記載すること。

（水銀廃棄物ガイドライン（環境省）抜粋）

2. 水銀含有試験結果等の提出について

今回の施行規則改正に伴い、排出事業者様が水銀含有試験を行うこととなりますが、平成 29 年 10 月 1 日以降、当所に、ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さいの搬入を行う場合、事前に当該水銀含有試験結果の写しを次により御提出くださいますようお願いいたします。

なお、平成 29 年 9 月 30 日以前から継続して搬入している場合も水銀含有試験結果の提出が必要となります。

○含有試験結果提出方法

(すでに処理委託契約を締結済みの場合)

搬入予定表とあわせ含有試験結果を F A X してください。(FAX 0296-70-2515)

(今後処理委託契約を締結する場合)

契約手続きのなかで含有試験結果を提出してください。

※また、その後継続的に搬入する場合は、水銀含有試験結果を原則として 12 か月毎に提出してください。

※水銀含有試験は、従来から当所でお願いしております「重金属等の溶出試験」とは異なりますので御注意ください。

【参考】

法令の改正等については、以下のホームページを御参照ください。

(1) 規則改正について(茨城県廃棄物対策課)

<http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/haitai/shisetsu/shisetsu/suigin.html>

(2) 水銀廃棄物ガイドライン(環境省)

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/>

※参考資料 8 ページに「マニフェストの交付」に係る記載があります。

○問合せ先

一般財団法人茨城県環境保全事業団

エコフロンティアかさま 業務課

TEL : 0 2 9 6 - 7 0 - 2 5 1 3

FAX : 0 2 9 6 - 7 0 - 2 5 1 5